

(別紙2) 所得に関する証明書類について

「所得に関する証明書類」とは、以下に挙げるものとする。

## 1 生活保護受給世帯の場合

### 生活保護受給証明書

- ・保護者（親権者）と申請者（生徒）の名前が記載されている証明書であること。
- ・応募日から1か月以内に発行されたものであること。

## 2 保護者の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額が基準額未満の場合

- (1) 給与所得者で、市町村民税等を給与から控除（特別徴収）されている場合

### 市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額通知書（コピー）

- ・毎年度6月頃、給与支払者（勤務先）を通じて通知されるもの。
- ・全てをコピーすること。

- (2) 事業所得者又は給与所得者で、市町村民税等を給与からの控除ではなく直接市町村に納付している場合

### 市町村民税・都道府県民税 納税通知書（コピー）

- ・毎年度6月頃、直接市町村役場から通知されるもの。
- ・市町村によって様式が異なる。
- ・住所、所得金額、所得割額の記載されている部分全てをコピーすること。  
（複数枚に分かれている場合は、全てコピーすること。）

- (3) (1)(2)に該当しない場合（非課税者を含む。）

### 市町村民税・都道府県民税 課税（非課税）証明書（原本）

- ・市町村役場で証明書の発行を受けること。
- ・必ず原本を提出すること。

※1 いずれの場合も、19歳未満の扶養親族がいる場合は、扶養親族であることがわかるもの（健康保険証のコピー等）を提出すること。ただし、基準額表の最も少ない金額「265,500円未満」の場合は提出不要。

※2 いずれの書類も、保護者（親権者（父・母など））それぞれについて提出すること。ただし、両親のどちらか一方が控除対象配偶者で、かつ年収が100万円以下の場合は、配偶者の証明書に控除対象配偶者の記載があれば証明書の提出を省略できる（控除対象配偶者であっても、年収が100万円を超えて103万円以下の場合は、証明書が必要。）。

<提出書類の例 1>

生徒本人 : 高校 1 年生・平成 19 年 5 月 1 日生 ※16 歳未満扱い

父 : 所得あり、都道府県民税所得割額 99,000 円

市町村民税所得割額 148,500 円

母 : 所得あり、都道府県民税所得割額 18,000 円

市町村民税所得割額 27,000 円

姉 : 高校生・平成 17 年 7 月 1 日生

弟 : 小学生

※ 生徒本人、姉、弟の 3 人ともに父又は母の扶養親族

① 父と母の都道府県税所得割額と市町村民税所得割額を合算

$$99,000 \text{ 円} + 148,500 \text{ 円} + 18,000 \text{ 円} + 27,000 \text{ 円} = 292,500 \text{ 円} \dots \text{B}$$

② 別紙 1 の表「都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額基準額」の該当額を確認

| 19 歳 未 満 の 扶 養 親 族 の 人 数 |           |                  | 基 準 額<br>都道府県民税所得割額・<br>市町村民税所得割額の<br>合計額（保護者等合算） |
|--------------------------|-----------|------------------|---------------------------------------------------|
|                          | うち 16 歳未満 | うち 16 歳以上 19 歳未満 |                                                   |
| 1 人                      | 0         | 1                |                                                   |
| 3 人                      | 1         | 2                | 277,500 円未満                                       |
|                          | 2         | 1                | 298,500 円未満                                       |

③ 基準額未満であることを確認 B : 292,500 円 < A : 298,500 円

提出書類

- ・ 父の所得を確認できる書類
- ・ 母の所得を確認できる書類
- ・ 生徒本人、姉、弟が、父又は母の扶養親族であることがわかるもの（健康保険証のコピー等）

<提出書類の例 2>

生徒本人 : 高校 1 年生・平成 19 年 5 月 1 日生 ※16 歳未満扱い

父 : 所得あり、都道府県民税所得割額 99,000 円

市町村民税所得割額 148,500 円

母 : 所得なし、父の控除対象配偶者

姉 : 高校生・平成 17 年 7 月 1 日生

弟 : 小学生

※ 生徒本人、姉、弟の 3 人ともに父の扶養親族

- ① 父と母の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額を合算します。

99,000 円 + 148,500 円 = 247,500 円 (母は 0 円) … B

- ② 別紙 1 の表「都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額基準額」の最少額

265,500 円 … A

- ③ 基準額未満であることを確認 B : 247,500 円 < A : 265,500 円

提出書類

- ・父の所得を確認できる書類(母が父の控除対象配偶者であることが記載されていること)

※265,500 円未満(基準額の最も少ない金額)の場合、扶養親族の証明書類は省略可能。